

労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針に関する公示

危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の3第3項の規定に基づき、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針を次のとおり公表する。

令和5年4月27日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 名称 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針
- 2 趣旨 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）の施行及び化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）の策定等に伴い、並びに労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づき、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）について、所要の改正を行うものである。
- 3 適用日 令和6年4月1日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生

部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準
部健康主務課において閲覧に供する。